

# 地方税法等の改正に伴う一部負担金等に係る所得の額の算定基礎の見直しについて

- 国民健康保険制度における70歳以上の一部負担金割合の判定等※<sup>1</sup>に係る所得は、地方税法に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額を用いている。

※<sup>1</sup> 具体的には、①70歳以上の一部負担金割合の判定、②高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額区分の判定、③保険料の所得割額の算定基準、④保険料の応益割額の低所得者軽減基準、の4つ。

- 地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)において

- ① 公社債等に対する課税の見直し（課税方法の見直し、譲渡所得等を課税化）
- ② 株式等の譲渡所得等の分離課税の改組（上場株式等と非上場株式等に区分）

- 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)において

- ③ 「特例適用利子等」及び「特例適用配当等」の申告分離課税の創設が行われた。

- 上記2法の施行に伴い、国民健康保険法施行令において、70歳以上の一部負担金割合の判定等に係る所得の額の算定基礎として「他の所得と区分して計算される所得の金額」に列記している規定の整備が必要となることから、同令の改正を行うもの※<sup>2</sup>。

※<sup>2</sup> 高確令、健保令、船保令も同様に改正。また、国民健康保険税については、地方税法の改正でいずれも措置済。